

第2次秋田市食育推進計画

元気なあきたは食事から
～食を通じて健康な体と心をはぐくもう～



平成28年3月

秋田市

は じ め に



私たちの暮らしに「食」は欠かせないものです。
しかし、人々の生活様式の多様化により、「食」を取り巻く環境も大きく変化しております。

この「食」の大切さについて考え、知識を身につけることで、健全な食生活の実践につなげようとする食育は、生涯を通じて心身を健康に保ち、豊かな人間性を育ていく上で、大変重要なものです。

本市では、平成24年に策定した「秋田市食育推進計画」のもと、地域の食文化への理解や望ましい食生活の実践、食の安全・安心など、ライフステージに応じた幅広い食育の推進に取り組んできました。

このたび策定した「第2次秋田市食育推進計画」（平成28年度～平成32年度）では、食育を推進するため「元気なあきたは食事から～食を通じて健康な体と心をはぐくもう～」の基本理念のもとに、5つの基本方針とそれに伴う数値目標を設定しています。

今後は、本計画に基づいた数値目標の達成に努めるとともに、この計画を家庭や学校、地域、事業者などの多くの方々に、食を考える際の指針としていただき、市民と一緒に食育の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいたアドバイザーをはじめとする関係者の皆様、さらに、日頃から食育を取り巻く環境づくりのためご支援・ご協力いただいております皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

秋田市長 穂 積 志

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 基本理念	3
4 計画の期間	3

第 2 章 食育の現状と課題

1 食育の現状	4
2 第 1 次計画「計画推進の指標」の達成状況	5
3 第 1 次計画の成果と課題	6

第 3 章 食育推進の取組

1 基本方針と主な取組	9
(1) 健康な心身をつくろう	9
(2) 食を体験しよう	11
(3) 地域の食文化を学ぼう	12
(4) 食の安全について知ろう	13
(5) 食育を広げよう	14
2 数値目標	15

第 4 章 推進体制と進捗管理

1 推進体制	16
(1) ライフステージに応じた食育の推進	16
(2) 様々な主体による食育の推進	22
2 計画の進捗管理	25

資料編

食育基本法	26
秋田市食育推進計画策定検討委員会設置要綱	34
秋田市食育推進計画策定検討委員会アドバイザー名簿	36
策定経過	36

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「食」は、私たちが生きていく上で欠かせないものであり、健康に暮らしていくための基本となるものです。

本市は、豊かな自然に恵まれ、新鮮な農産物・水産物等を食材として豊かな食生活を実現できる環境があります。地域の伝統的な食文化や郷土料理をもう一度見つめ直し、市民一人ひとりが自然の恵みや食に関わる人々に感謝する心を持つことが大切です。

また、食生活を改善し、家庭、学校、地域等あらゆる場面で食育に取り組むことは、健康で文化的な生活の実現に寄与するものであると考えます。

本市では、平成24年3月に「秋田市食育推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、家庭や地域、保育所・小中学校、また生産者などと連携して食育の推進に取り組んできました。

この第1次計画の計画期間が平成27年度末で終了することから、これまでの進捗状況や現状・課題等を踏まえ、今後の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次秋田市食育推進計画」を策定するものです。

◆Topics①～食育とは？

食育の語源として、明治時代の陸軍薬剤監であった石塚左玄（さげん）が著した書物「食育養生法」が上げられています。この中で「体育智育才育は即ち食育なり」（体育も智育も才育も、食育にある）という記述あり、健全な心身の育成には食事が大きな影響を与えると、食育の大切さを述べています。

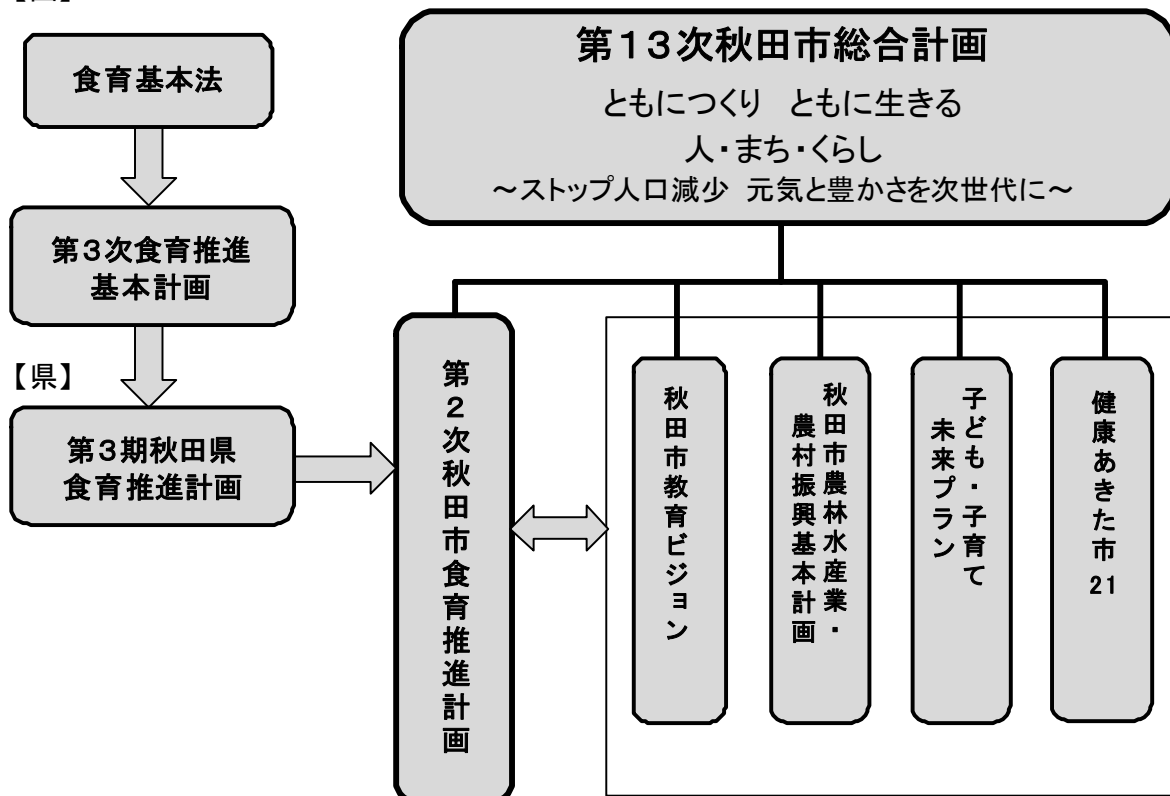
食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間に育てることです。

2 計画の位置付け

本計画は、国の「第3次食育推進基本計画」、および県の「第3期秋田県食育推進計画」を基本として、元気な秋田市づくりに向けた食育の推進にあたっての基本的な考え方や望ましい行動を取りまとめたものです。

また、「第13次秋田市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。

【国】



3 基本理念

本市では、市民一人ひとりが、体と心の健康を維持し、生き生きと暮らすために、食に関する知識を身につけ、生涯にわたって「食べる力」をはぐくむことを目指し、次のように基本理念を定め、食育の推進に取り組みます。

基本理念 **元気なあきたは食事から**
～食を通じて健康な体と心をはぐくもう～

4 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

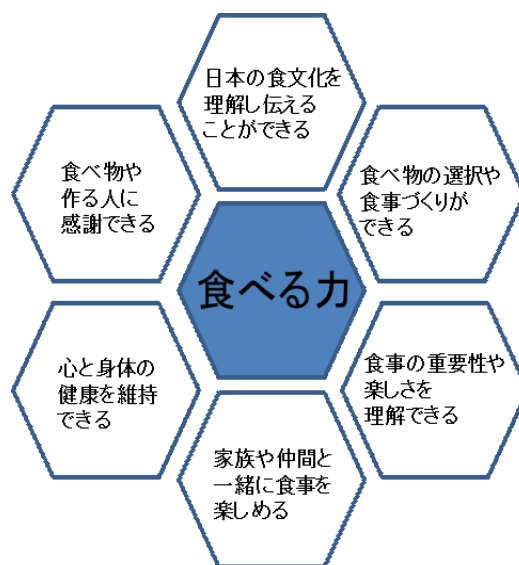
なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

◆Topics②～食を通じて育てたい「食べる力」

「食べる力」(※)とは、食事によって心と体の健康を維持するだけでなく、食事の重要性や楽しさを理解するなど、生きるための基本となる力のことです。

この「食べる力」は、家庭や学校、地域等における食育の取組によって子どもの頃から育てられ、大人になってからも、学んだことを実践したり、次世代に伝えていくことではぐくみ続けられます。

※内閣府「食育ガイド」(平成24年5月)より



第2章 食育の現状と課題

1 食育の現状

近年、ライフスタイルの多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化しています。また、栄養の偏りや不規則な食事等による肥満や生活習慣病の増加、食料自給率低下、食べ残し等による食品廃棄および食品の安全性への不安など、食に関わる様々な問題が生じています。

食をめぐる環境の変化に対し、国は、平成17年6月に「食育基本法」を施行し、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定して、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために食育を推進してきました。

私たちの体は、食と密接に関わっています。私たち一人ひとりが、食生活や健康を見つめ直し、食に関する知識を習得し、次の時代を担う子どもたちはもとより、妊婦から高齢者まで食育に積極的に取り組むことが求められています。

2 第1次計画「計画推進の指標」の達成状況

第1次計画では、食育を積極的に推進するために数値目標として食育に関する指標を定め、計画の進行管理と評価を行いながら取り組んできました。

これまでの取組における目標値の達成状況については、8項目のうち、6項目において改善がみられました。

No.	指標	計画策定時	最終年次 目標値(H27)	最終年次 実績値(H27)	評価
1	1日1回はみんなで食事をする割合 ※1週間の間に「朝食または夕食など毎日1回以上はみんな(複数)で食事をした」と回答した割合 ＜関連計画・調査:「秋田県食育推進計画」・3歳児健診 保護者へのアンケート調査＞	79.6% (22年度)	90.0%	94.5%	◎
2	朝食を食べない児童の割合 ※小学生の朝食欠食率 ＜関連計画・調査:「県『あきた』成長プラン」(第12次秋田市総合計画)＞	2.2% (21年度)	0%	2.7%	△
3	何でもよく食べる子どもの割合 ※「食事をよく食べる」または「普通」と回答した保護者の割合 ＜関連計画・調査:秋田市3歳児健診 保護者へのアンケート調査＞	71.0% (22年度)	77.0%	68.2%	△
4	地域食糧自給率(カロリーベース) ※1人1日あたりの供給熱量における地域産熱量の割合 ＜関連計画・調査:「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」＞	34.0% (21年度)	39.0%	35.0%	○
5	学校給食における市内産野菜の供給率(重量ベース) ※学校給食に使用する野菜における市内産野菜の重さによる供給割合 ＜関連計画・調査:「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」＞	8.8% (21年度)	24.0%	11.8%	○
6	食育にかかる教職員研修会の講座数 ※小中学校の食育に関する教職員の資質向上にかかる教職員研修会の実施講座数 ＜関連計画・調査:「子ども・子育て未来プラン」＞	1講座 (20年度)	2講座	3講座	◎
7	食育に関する学校訪問数 ※小中学校における食育の充実をはかるため、学校訪問指導を通し助言等を行う回数 ＜関連計画・調査:「子ども・子育て未来プラン」＞	0校 (20年度)	50校	50校	◎
8	都市農村交流人口 ※農村体験交流など、都市農村交流イベントの参加者数 ＜関連計画・調査:「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」＞	563人 (21年度)	900人	717人	○

[評価の判定]

評価	判定
◎	目標として設定した状態を達成しているもの
○	目標に向けて改善がみられたが、目標として設定した状態には至らなかったもの
△	改善がみられなかったもの

3 第1次計画の成果と課題

① 1日1回はみんなで食事をする割合

【これまでの取組と成果】

離乳食教室や幼児食教室などへの参加者に対し、望ましい食生活を実践できるよう、講話や試食、食に関する体験学習などを通じた意識啓発に努めてきたところであり、家族そろって食事をすることの大切さについての理解が進んできています。

【今後の課題】

食事や栄養に関心が高まる妊娠中や子育て中の世代に対し、望ましい生活習慣を身につけることができるよう情報提供するとともに、家族間の食を通じたコミュニケーションの大切さを伝えていく必要があります。

②朝食を食べない児童の割合

【これまでの取組と成果】

「早寝早起き朝ごはん」運動や小学校の各教科などにおける食に関する指導によって「朝食の大切さ」についての理解が進んできています。

【今後の課題】

朝食の重要性についての知識はあっても、自身の食生活での実践につながっていない子どもに対しては、家庭の協力が得られるよう、引き続き学校からの便りや学校保健委員会、学校給食試食会などの機会をとらえて啓発していく必要があります。

③何でもよく食べる子どもの割合

【これまでの取組と成果】

離乳食教室や幼児食教室等の参加者に対し、望ましい生活習慣や食習慣について情報提供するとともに、家族がバランスのとれた食生活を送ることができるよう、講話や試食などをおして情報提供に努めました。

【今後の課題】

発達段階に応じた適切な食生活を送ることができるよう、妊婦や乳幼児を対象とした教室や地域での健康教育等におけるおやつ作りなどの体験学習をおして、食に関する興味や関心が持てるよう支援していくとともに、心配事や不安の解消のため、個別相談を含めた指導の強化を図る必要があります。

④地域食料自給率（カロリーベース）

【これまでの取組と成果】

園芸作物の生産拡大に重点的に取り組んだ結果、市内の野菜生産量の増加につながりました。

【今後の課題】

市内産の生産作物は水稲の割合が9割弱と高いことから、園芸作物や畜産の生産拡大を進め、バランスの取れた生産に努める必要があります。

また、6次産業化や農商工連携などの促進により、消費者や実需者のニーズにあった地元産品の有効活用を図る必要があります。

⑤学校給食における市内産野菜の供給率（重量ベース）

【これまでの取組と成果】

市内産農産物の生産量の拡大や生産技術の向上を目指し、生産者を対象とした講習会・研修会を開催しました。また、学校給食啓発リーフレットを作成し、地元産野菜の安全性や新鮮さをPRし、一定の成果を得ることができました。

【今後の課題】

目標達成に向けてさらなる取組の強化が必要となっています。次期計画でも市内農産物の生産拡大を図りながら、学校と生産者等が一体となって学校給食への供給率を高める取組を推進していきます。

⑥食育にかかる教職員研修会の講座数

【これまでの取組と成果】

教職員対象の食育研修会や給食主任研修会、栄養教諭・学校栄養職員研修会を開催し、食育の重要性について啓発しました。

【今後の課題】

今後も児童生徒の日常生活での実践に結びつく指導方法や今日的な課題を取り上げるなど研修内容の充実を図り、教職員の資質をさらに向上させる必要があります。

⑦食育に関する学校訪問数

【これまでの取組と成果】

食育担当指導主事が各校を訪問し、各教科等での指導や学校給食を活用した食に関する指導方法について伝えるとともに、家庭・地域との効果的な連携のあり方を啓発するなど、各校の食育を推進しました。

【今後の課題】

今後も学校全体での組織的な指導を推進するために、食育担当指導主事による学校訪問を継続していく必要があります。

⑧都市農村交流人口

【これまでの取組と成果】

農村集落地域の散策や地元農産物の直売、農業作業場の見学や市民農園を利用した収穫体験等、幅広く事業を行い、一定の成果を得ることができました。

【今後の課題】

農村地域の受け入れ体制の強化を図り、地域が一体となった交流を推進するために、次期計画でも農林業者や関係団体等と連携し、交流人口の増加に取り組んでいく必要があります。

第3章 食育推進の取組

1 基本方針と主な取組

基本理念を実現するため、次に掲げる5つの基本方針を設定します。

- | | |
|-------------|---|
| 基本方針 | (1) 健康な心身をつくろう
(2) 食を体験しよう
(3) 地域の食文化を学ぼう
(4) 食の安全について知ろう
(5) 食育を広げよう |
|-------------|---|

(1) 健康な心身をつくろう

食は、私たちの健康に密接に関係しています。近年、ライフスタイルの多様化に伴う栄養の偏りや不規則な食事により、肥満や生活習慣病の増加、若い世代の過度の痩身（やせ）や高齢者の低栄養等の課題が見られるようになっていきます。

減塩や栄養バランスなどの望ましい食生活に関する知識の普及により、子どもから高齢者まで、生涯を通じた健全な食生活の実践を目指します。

また、食を通じてコミュニケーションをとること（共食）や、五感を使って彩りや香りを感じながら味わって食べることで、食を楽しみ、心の豊かさをはぐくむことを目指します。

※平成28年度

主な取組	内容	課所室名
特定保健指導	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、個別訪問による保健指導を行い、生活改善と自己管理によって、健康的な生活を維持できるよう支援する。	特定健診課
栄養改善学級	主に地域保健推進委員会と協力し、望ましい食生活を確認できるよう、調理実習等を行う。	保健予防課
健康と栄養講話会	高齢者を対象に望ましい食生活ができるよう、低栄養や骨粗しょう症予防等に関する講話と調理実習を行う。	保健予防課
食の環境づくり推進事業	健康づくりに取り組む飲食店等を「食の健康づくり応援店」として登録し、外食料理に関する情報提供を行う。	保健予防課

歯科健康講話会	高齢者を対象に、口腔機能について理解し、口腔の健康づくりに取り組むことができるよう、咀嚼力チェック、歯科医師による講話と公開相談、口腔体操等を行う。	保健予防課
お口の機能 向上学級	高齢者を対象に、低栄養や誤嚥性肺炎等を予防し、口腔の健康づくりを継続して実践できるよう、口腔の健康や食生活等の講話、お口の体操を行う。	保健予防課
女性の 健康づくり教室	女性特有の病気の予防と、健康的な生活習慣の定着を図るため、バランスのとれた食生活や運動などの講話と実技を行う。	保健予防課
保育所の給食を とおした食育 支援	保育所の給食をとおして、食べ物に興味を持ち、食べる楽しさを実感できるようにする。また、アレルギー児等へ個別に対応した給食の提供に努める。	子ども育成課
保育所調理師 クッキング教室	在宅の親子を対象に、保育所調理師がクッキング教室を開催し、幼児期の望ましい食生活の定着を図る。	子ども育成課
マタニティ 食生活講座	妊婦を対象に、母体の変化に合わせた食事の進め方等について指導を行う。	子ども健康課
離乳食教室	乳児の保護者を対象に、月齢に適した離乳食の進め方、調理の仕方、望ましい食生活についての指導を行う。	子ども健康課
幼児食教室	幼児と保護者を対象に、幼児食の進め方、調理の仕方、食育の大切さ、望ましい食習慣についての指導を行う。	子ども健康課
地域の健康教育 ・健康相談	地域の要望に沿って、乳幼児期の食生活に関する情報提供や個別相談等を行う。	子ども健康課
むし歯予防教室	幼児と保護者を対象に、歯みがきの実技指導や食生活に関する指導を行う。	子ども健康課
乳幼児学級	子どもの食事と健康等について取り入れながら、望ましい食習慣を確立できるよう支援する。	生涯学習室 (北部市民SC)
高齢者学級	口腔ケアや食事のあり方等について取り入れながら、望ましい生活習慣を確立できるよう支援する。	生涯学習室 (北部市民SC)

◆Topics③～離乳期から食育は始まっています

離乳期は、食べる意欲を育てる時期であるとともに、親子のコミュニケーションを深める機会でもあります。食事のときは「おいしいね」など優しく語りかけ、安らぎの中で食べる楽しさを経験させましょう。

(2) 食を体験しよう

食べることは貴重な動植物の命を受け継ぐことであり、生産から加工、流通、販売に携わる様々な人々の工夫や努力に支えられて成り立っています。

農村との交流体験や食料の生産現場に直接触れる機会を提供することにより、私たちの命を支える自然の恩恵を理解し、生産者をはじめとした食に関わる人々への感謝の気持ちをはぐくむとともに、「もったいない」という意識の醸成を目指します。

また、農産物の収穫や料理などの体験をとおり、食べることや作ることの楽しさを伝え、食への関心を高めていくことを目指します。

※平成28年度

主な取組	内容	課所室名
生ごみ減量促進事業	市民や事業者に対し、食べ残しをしない取組の周知・啓発を行い、食品廃棄物の減量を図る。	環境都市推進課
都市農村交流促進事業	自然環境や農林水産資源を活用した都市と農村の交流活動を推進する。	産業企画課
食から秋田を知ろう ～秋田市民市場を活用して～	秋田市民市場を活用して、食材の購入や調理などの体験活動を行う。	学校教育課
青少年教室	児童・生徒が親子で料理を体験し、親子の絆を深め、参加者相互の交流を図る機会を提供する。	北部公民館
青少年教室	パンづくりを体験したり、秋田産の食材を活用した料理の作り方を学ぶことで、食事の大切さや食への感謝について学ぶ機会を提供する。	生涯学習室 (東部市民SC)

◆Topics④～宴会で食べ残しを減らす「食う～べえタイム」を

宴会などで、会が始まってからの30分間と閉会前の10分間など、自分の席で料理を楽しむ時間帯を設けてみませんか。

市ではこの取組を「食う～べえタイム」と名付け、市民のみなさんに提案しています。せっかく出された料理です。おいしく食べきって、食べ残しを減らすことを心がけましょう。

(3) 地域の食文化を学ぼう

食は、地域における伝統や風土、地元食材と深く結びつくことによって、地域の個性とも言える多彩な食文化を生み出す源となり、文化の伝承、発展にも寄与しています。

地域に伝わる行事食や郷土料理に触れる機会を増やし、先人によって培われてきた多様な食文化を継承し、後世に伝えることを目指します。

また、6次産業化や地産地消の啓発活動に力を入れることにより、地元の農業などの生産振興や食料自給率の向上を目指します。

※平成28年度

主な取組	内容	課所室名
6次産業化普及・啓発事業、地域発掘事業	6次産業化への取組を促進するための各種事業をと おして、地元産の安全・安心な農産品への関心を高め てもらうとともに、地域資源としての活用を図る。	産業企画課
地産地消推進事業	市内産農畜産物の直売活動および学校給食への市 内産野菜の供給拡大を図る。	農業農村振興課
まると秋田を 食べよう給食	地場産農産物を学校給食に取り入れるとともに、 児童生徒および保護者向けのリーフレットを作成 ・配布する。	学校教育課
まんたらめ ちびっこキャンプ	代表的な郷土料理である「きりたんぽ」づくり をとおして伝統文化継承の一翼を担う。	太平山自然 学習センター
まんたらめ 冬のファミリー キャンプ	杵と臼を使用してもちつき体験を行い、家族間 交流を深める。	太平山自然 学習センター
青少年教室	秋田で収穫された旬の食材を使って、簡単にで きる郷土料理を作り、秋田の食文化への理解を深 める。	生涯学習室
女性学級	季節に合わせた地域の食材を活用し、多彩な食 生活を学ぶ機会を提供する。	北部公民館
女性学級	健康維持に役立つ郷土料理や栄養についての知 識を高める機会を提供する。	生涯学習室 (河辺市民SC)

(4) 食の安全について知ろう

食品の安全性が損なわれると、私たちの健康に影響を及ぼし、ときには重大な被害を生じさせるおそれがあります。近年、この食の安全安心に対する信頼を低下させるような事件が発生し、食の安全性への関心が高まっています。また、食物アレルギーを持つ児童への対応もますます重要になっています。

食品を提供する立場にある側が、その安全性の確保に万全を期すことはもちろんですが、消費者側においても、食に関する知識を深めるように努め、自らの食を自らの判断で正しく選択していく力を身につける必要があります。

※平成28年度

主な取組	内容	課所室名
食品衛生に関する講習会および情報提供	正しい食品衛生知識の普及啓発のため、講習会・講演会の開催、ホームページ・広報紙による情報提供を積極的に行う。	衛生検査課
地域子育て支援事業「アレルギーわいわい談義」	保育所のアレルギー児への対応を紹介しながら、保護者の不安の軽減に努める。	子ども育成課

◆Topics⑤～食中毒を防ぐには

食中毒の発生件数がもっとも多いのは飲食店ですが、それに次ぐのが家庭です。私たち一人ひとりの正しい知識と適切な取扱いで防ぐことができます。食中毒予防三原則で食中毒を予防しましょう。

- ①**菌をつけない**：食中毒菌は、魚や肉、野菜などについていることがあります。十分な手洗い、食材の洗浄、調理器具の洗浄消毒を行いましょう。
- ②**菌を増やさない**：食中毒菌は、10℃以下では増えにくくなります。生鮮食品やお惣菜などは、購入後、できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。
- ③**菌をやっつける**：食中毒の原因となる菌やウイルスは、熱に弱く、85℃～90℃、90秒以上の加熱で死滅します。食品の中心部まで、十分に加熱するようにしましょう。

(5) 食育を広げよう

食育は、個々の食生活に関わる取組であり、一人ひとりの理解と実践が大切です。さらに、行政や教育機関、保健機関等、それぞれの関係団体やボランティアなどが協力して食育に取り組むことは、個々の取組を支え、地域に食育を根付かせていくことにつながります。

多くの市民が食育に関心を持ち、食への理解が促進されるよう、食育に関わる人を増やし、家庭や学校、職場など、様々な分野から食育についての情報を発信し、食育を広げていくことを目指します。

※平成28年度

主な取組	内容	課所室名
「給食だより」を活用した食情報の提供	月別の給食目標や食に関する情報を掲載した「給食だより」を公立保育所に入所している児童の保護者に配布し、給食の様子や食事の状況をリアルタイムに伝えていく。	子ども育成課
食育研修会	食育を組織的に推進するため、教職員対象の研修を実施し、資質向上を図る。	教育研究所
食育担当指導主事による学校訪問	小・中学校における食育の充実を図るため、学校訪問指導をとおり、指導助言を行う。	学校教育課
栄養改善学級（再掲）	地域保健推進員等に対し、学級で学んだ食生活に関する情報を地域住民に提供するよう、働きかけを行う。	保健予防課

◆Topics⑥～毎月19日は食育の日

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。各地で、様々な食育の普及啓発活動が展開されています。

食育の日を機会に、日頃の食生活を見直し、家族そろって楽しく食卓を囲んでみませんか。



2 数値目標

計画を推進するにあたり、以下の5つの目標を設定し、進行管理と評価を行います。

■ 健康な心身をつくろう

関連計画・調査「第2次健康あきた市21」

指標	現況	目標（H32）
肥満傾向にある子どもの割合（小学生）	8.3%（23年度）	減少傾向*
肥満者の割合（16歳以上） 男性/女性	22.7%/17.5%	
※小学生：肥満度20%以上、16歳以上：BMI 25.0以上の割合	（21年度）	

*具体的な目標値設定が困難なため、減少傾向としています

※肥満度：[実測体重（kg）－身長別標準体重（kg）]/身長別標準体重（kg）×100%、BMI：体重（kg）/[身長（m）]²

■ 食を体験しよう

関連計画・調査「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」

指標	現況	目標（32年度）
都市農村交流人口	717人	900人
※農業体験交流など、都市農村交流イベントの参加者数	（27年度）	

■ 地域の食文化を学ぼう

関連計画・調査「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」

指標	現況	目標（32年度）
学校給食における市内産野菜の供給率（重量ベース）	11.8%	24.0%
※学校給食に使用する市内産野菜の重さによる供給割合	（27年度）	

■ 食の安全について知ろう

指標	現況	目標（32年度）
アレルギーわいわい談義の参加者の満足度	－	80%
※食物アレルギー児を持つ保護者に情報交換や仲間づくりの場を提供する講座のアンケート	（27年度）	

■ 食育を広げよう

関連計画・調査「第二次 秋田市子ども・子育て未来プラン」

指標	現況	目標（32年度）
食育担当指導主事による学校訪問	のべ50校	のべ100校
※小・中学校における食育の充実を図るため、学校訪問指導をとおし指導助言を行う回数	（27年度）	

第4章 推進体制と進捗管理

1 推進体制

計画の着実な推進を図るため、それぞれのライフステージ（世代）および様々な主体ごとに取り組を行い、お互いに連携しながら横断的に食育を進めていきます。

(1) ライフステージに応じた食育の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するためには、子どもから成人、高齢者に至るまで、そのライフステージに応じた継続的な取組を行うことが必要です。

■乳幼児期（0～5歳）

乳幼児期からバランスのとれた望ましい食生活を送ることは、将来にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となります。

この時期は、成長が著しいことから、発達段階に応じた適切な食生活を送るとともに、食事のリズムや食べ方などの望ましい食習慣を身につけることが重要となります。

また、いろいろな食材を通じて、食に対する興味や関心を高めることも必要です。

○生活リズムを整え、規則正しく食事やおやつ（補食）をとりましょう。

○素材の持ち味を生かした薄味で、食物本来の味を覚えましょう。

○噛む力、飲み込む力を身につけるため、成長に合わせた食べ方・食べさせ方を工夫しましょう。

○農業体験や食事づくりのお手伝いをとおして、食への興味や関心を高めましょう。

■学童期（6～12歳）

小学校に通うこの時期は、基本的な生活習慣を身につけ、様々な学習や体験をと
おして食に関する知識やマナーを学び、食の大切さを実感する重要な時期です。

また、家族や教師、友人と楽しく会食することは、食物の栄養などの基礎知識や
マナーを身につけたり、安らぎを得たりすることのできるコミュニケーションの場
として重要です。

○朝ごはんを毎日しっかり食べて、1日を元気に過ごしましょう。

○栄養のバランスを考えて、好き嫌いしないで食べましょう。

○おやつは質・量・時間を考えてとりましょう。

○よく噛んで食べる習慣を身につけましょう。

○食事づくりに参加しましょう。

○農業体験などをとおして、食べ物の成り立ちを学び、食べ物や生産者に感謝して
食事をいただきましょう。

◆Topics⑦～朝ごはんを食べることの大切さ

朝食を毎日しっかり摂ることは、1日の生活リズムをつくる上で重要であり、頭の働きを良くし、
身体の動きを活発にするなどの効果が、小中学生を対象とした全国的な調査（※）でも明らかとなっ
ています。

基本的な生活習慣が形成される学童期においては、教科等様々な学習の機会をとおして指導すると
ともに、家庭と連携した取組を行うことが求められています。

※文部科学省「全国学力学習状況調査」（平成27年8月）、

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成26年11月）より

■思春期（１３～１８歳）

心身ともに大きく成長するこの時期は、部活動や受験勉強で生活が不規則になりがちであり、食事の時間や内容を自分で選択する機会が増えることで、偏食や過食等の問題も目立つようになります。また、一方で、女子は痩せ志向が強くなり、極度に食事をとらなくなるなどの問題があります。

学校と家庭が連携し、将来の自立につながるような食事のとり方を教えていくことが大切です。

○生活のリズムを整え、朝食をきちんと食べましょう。

○栄養のバランスや成長に必要な食事量を理解し、自分で選択できる力を身につけましょう。

○夜食のとり方に注意しましょう。

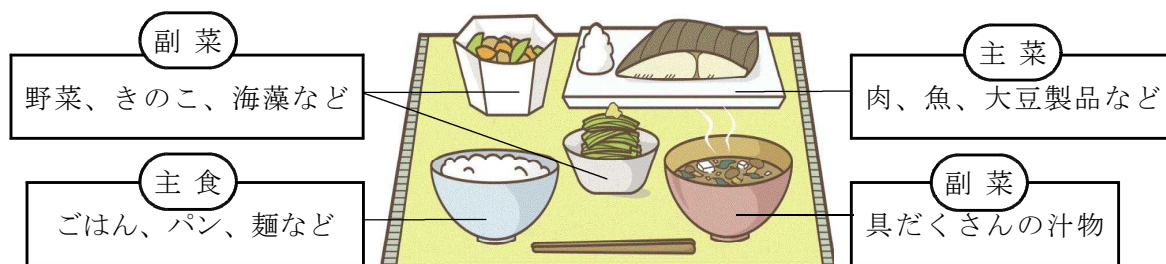
○よく噛んで、毎食後、歯をみがく習慣を続けましょう。

○自分で調理する力を身につけましょう。

◆Topics⑧～バランスのよい食事とは？

バランスのよい食事の代表的なものとして「日本型食生活」が挙げられます。ごはんを主食としながら、肉や魚などを使った主菜や、野菜を使った小鉢や汁物をそろえ、減塩にも配慮した食事のことです。

バランスのよい食事をすることで、将来に向けて健康な身体を保ちましょう。



■青年期（１９～３９歳）

就職や結婚、出産、子育てなどにより生活が大きく変化し、仕事や家庭での役割や責任を自覚するようになる一方で、生活リズムも不規則になりがちです。

この時期に定着する多くの生活習慣が、肥満やメタボリックシンドロームなどの健康問題にも影響していくと考えられることから、一人ひとりが食に関する意識を高め、望ましい食習慣を身につける必要があります。

○生活リズムを整え、１日３食規則正しく食べましょう。

○自分の適正体重を把握し、適量の食事をバランスよくとりましょう。

○適正な飲酒や禁煙を心がけましょう。

○食事はよく噛んでゆっくりと味わって食べましょう。

○歯周病などの予防、改善に心がけ、噛む力を保ちましょう。

◆Topics⑧～生活習慣病は、早めに予防！

生活習慣病とは、食事・運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣がもとになって発症する病気のことです。がん、脳血管疾患や心疾患、ＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患）、さらにこれらの危険因子となる糖尿病、高血圧症、脂質異常症などは、いずれも生活習慣病です。

初期には症状もなく静かに進行しますが、そのまま放置するとやがては重篤な状態となり、生命を脅かすこともあります。生活習慣病が増え始めるのは、壮年期。青年期からの生活習慣改善、そして健康診断による早期発見が大切です。

■壮年期（４０～６４歳）

人生のうち最も働き盛りを迎え、家庭や地域、仕事における役割に対応したライフスタイルを構築するなど社会的に充実した時期ですが、過労やストレスが重なる時期でもあります。

また、基礎代謝が低下していくため、運動量や摂取エネルギーが変わらなくても、脂肪の蓄積により体重が増加しやすくなります。

これまでの生活習慣を見直し、改善に取り組むことが重要です。

○食事は腹八分目を心がけ、適正体重を維持しましょう。

○脂質や塩分のとりすぎに注意し、生活習慣病を予防しましょう。

○家族や友人と楽しみながら食事をしましょう。

○食事をおいしく食べられるよう、健康な歯を維持しましょう。

○地域の郷土料理や行事食を大切にしましょう。

◆Topics⑩～メタボリックシンドロームにご注意を！

おなかまわりに脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加え、危険因子を２つ以上あわせ持っている状態が、メタボリックシンドローム。危険因子が多く重なるほど、脳卒中や心臓病の危険性が高まります。

危険因子

内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)

腹囲が[♂]男性85cm以上、[♀]女性90cm以上（へそまわりを水平に計測）

+

血清脂質

- ・中性脂肪値150mg/dl以上
- ・またはHDLコレステロール値40mg/dl未満
- ・または服薬中

血 圧

- ・収縮期血圧が130mmHg以上
- ・または拡張期血圧85mmHg以上
- ・または服薬中

血 糖

- ・空腹時血糖値が110mg/dl以上
- ・または（随時血糖値の場合）ヘモグロビンA1c6.0%以上
- ・または服薬中

メタボリックシンドローム ⇒ 動脈硬化 ⇒ 心臓病、脳卒中、糖尿病合併症へ

■高齢期（65歳以上）

老化にともない、様々な身体的変化が現れます。食べ物を噛む力や、吸収した栄養素を処理する機能が弱まってくるため、柔らかいものや消化のよい食べ物を選ぶようになり、低栄養になることがあります。毎日の生活を楽しむために、日常生活の機能を維持する健康づくりが必要です。

また、郷土の文化や伝統食などについての豊富な経験や知識を次世代に伝承していくためにも、地域での交流の機会が必要です。

○低栄養にならないように、1日3食バランスよく食べましょう。

○噛む力、飲み込む力を保ち、楽しく食事をしましょう。

○家族や友人との調理や食事を楽しみましょう。

○健康状態や体調に合わせて食事の内容や調理の方法を工夫しましょう。

○地域の食文化や郷土料理などを次の世代に伝えましょう。

◆Topics⑪～しっかり食べているのに低栄養？

健康的に生きるための栄養が不足した状態を「低栄養」といいます。低栄養になると、筋力が減り、体力・免疫力も低下し、感染症の発症や要介護状態につながることもあります。

予防のためには、たんぱく質が不足しないように肉や魚、牛乳・乳製品などを意識的に食べることが大切です。特に高齢期の方は噛む力や食欲の低下により食事量が減ったり、調理の負担などから麺類やパンのみなど炭水化物に偏った献立になりがちです。

時には惣菜や缶詰などの市販品を活用し、栄養バランスを整え、元気な身体を保ちましょう。

(2) 様々な主体による食育の推進

食育推進の実効性を高めるためには、家庭、保育所、学校、生産者および食品関係事業者など、食育に関わる多様な関係者が主体的かつ連携・協働して取組を行う必要があります。

■家庭における食育の推進

家庭は、食に関する知識やマナー、伝統などを身につける中心となる場です。また、家族そろって食卓を囲んで食事することは、楽しさを実感するだけではなく、豊かな人間性をはぐくみます。家庭の食卓をとおして、望ましい食習慣を理解・習得し、健全な食生活を実践できるよう、食育を推進します。

- 「早寝・早起き・朝ごはん」を習慣化します。
- 家族や友人と一緒に食事を楽しみます。
- 栄養バランスに配慮し、素材の味を生かした食事づくりを心がけます。
- 季節の食材や郷土料理を食卓に取り入れます。
- 一緒に食事づくりをする機会を作ります。

◆Topics⑫～地元の農畜産物を食べよう

本市では、地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消の推進に取り組んでいます。なかでも、市内で多く生産される7種類の野菜（ホウレンソウ、春菊、アスパラガス、小松菜、ブロッコリー、チンゲンサイ、ネギ）を「秋田七野（あきたななや）」として、ロゴやオリジナルキャラクターなどでPRに力を入れています。

採れたての農畜産物は、新鮮でおいしいだけでなく、生産者の顔が見えるので安心です。



ちいちゃん(チンゲンサイ)

■幼稚園・保育所、学校等における食育の推進

望ましい食習慣と豊かな人間性をはぐくむため、幼稚園・保育所や学校は、子どもたちへの食育を進める上で大きな役割を担っています。また子どもへの食育は保護者などを通じて、家庭での食育にもよい影響を与えることが期待できます。

毎日の給食や家庭科などの学習をとおして、子どもたちが食に関心をもち、楽しみながら正しい知識やマナーを身につけ、実践することができるよう、食育を推進します。

○みんなで一緒に楽しく食べることで、食への意欲や関心を育てます。

○給食や様々な学習活動をとおして、食に関する知識やマナーを教えます。

○地元食材を中心に、多種多様な食材を利用した給食を提供します。

○農業体験や調理実習をとおして、食への関心を高め、食事づくりができる力を育てます。

○保護者との連携や情報提供等により、食育の普及啓発を行います。

◆Topics⑬～食育の時間としての給食

給食の時間は教科等の時間とは異なり、準備、会食、後片付けなど一連の指導を、実際の活動をとおして、繰り返し行うことができるという特長があります。

この特長を生かし、食事前後のあいさつや正しい箸の使い方、栄養バランスのよい食事の仕方などを習得させることができます。

また、友人や先生と和やかに食事することは、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上からも大きな役割を果たしています。

■地域における食育の推進

自分の住む地域の行事食や農産物を知り、食を通じて住民同士が交流を深めることは、地域ぐるみでよりよい食習慣を身につけ、地域への愛情と誇りを育てることにもつながります。

住民にとって身近な存在である町内会や地域保健推進員会、民生児童委員協議会やボランティアなどの協力を得ながら、食文化の継承や生活習慣病の予防など、地域ぐるみで食と健康の学習に取り組めるよう、食育を推進します。

○乳幼児と保護者を対象に教室を開催し、親子での食体験の場を提供するとともに、知識の普及啓発を行います。

○各地域で健康と食生活に関する教室の開催や活動を行います。

○住民の交流の機会を作り、様々な世代が地域の食文化に触れる機会を提供します。

◆Topics⑭～親子で一緒に食事づくり

子どもが親と一緒におやつを作ったり、食事のお手伝いに関わることは、食べ物への興味を広げ、食べたいものや好きなものを増やします。

まずは、材料を洗ったり切ったりするなど、簡単なことから手伝ってもらいましょう。失敗もあるかもしれませんが、自分でできたという満足感が子どもを成長させます。



■生産者、事業者における食育の推進

生産者や事業者においては、安全で安心な食品を消費者に提供することが基本となります。食の生産履歴や食の安全についての情報提供を行ったり、食品の製造などの見学・体験ができる機会を増やし、自然の恵みなどについて理解が深まるよう、食育を推進します。

○市民へ安全・安心な食品を提供するため、市民に発信する機会を増やします。

○流通事業者等との提携により、地産地消を推進するため、家庭・学校給食・飲食店等へ積極的に情報を提供します。

○農林水産事業者との交流、食品の製造・加工などの施設の見学学習の機会を増やします。

2 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、本市の関係部局が中心になって進捗状況の把握・評価を実施し、適切な進捗管理に努めます。

また、計画は必要に応じて見直しを行うこととし、見直しにあたっては、関係者や市民等から意見をいただきます。

資料編

○食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）最終改正：平成二十七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の

念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項 に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号 に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三 に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
 - 二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○秋田市食育推進計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、本市の次期食育推進計画（以下「計画」という。）を策定し、食育に係る施策および事業を円滑に推進するにあたり、庁内の連絡調整を図るため、秋田市食育推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画のための調査および研究に関すること。
- (3) その他食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にあるものをもって充てる。

委員長 企画調整課長

副委員長 保健総務課長

委員 特定健診課長、長寿福祉課長、保健予防課長、子ども育成課長、
子ども健康課長、農林総務課長、農業農村振興課長、学事課長、
学校教育課長、生涯学習室長

3 委員長は、計画の策定に必要があると認めるときは、関係課所室の課長を委員として指名することができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、計画の策定に関し必要があるときは、委員長が指名する次に掲げる者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

- (1) 食育について識見を有する者
- (2) 食育に関係する団体から推薦された者
- (3) その他学識経験を有する者

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、計画の策定に係る所定の事務が終了した日限り、その効力を失う。

○秋田市食育推進計画策定検討委員会アドバイザー名簿

氏 名	役 職 等
古宇田 靖子	公益社団法人秋田県栄養士会会長
長沼 誠子	秋田大学教育文化学部教授
高山 裕子	聖霊女子短期大学生活文化科講師

○策定経過

年 月 日	経 過
平成27年8月4日	第1回秋田市食育推進計画策定検討委員会 ・ 策定体制 ・ 基本的な方針 ・ 計画の構成 ・ 策定スケジュール
平成27年10月15日	第2回秋田市食育推進計画策定検討委員会 ・ 計画素案について
平成27年11月24日	第3回秋田市食育推進計画策定検討委員会 ・ 計画案について
平成28年1月6日 ～ 1月25日	パブリックコメント実施
平成28年3月22日	第2次秋田市食育推進計画策定

第2次秋田市食育推進計画

元気なあきたは食事から

～食を通じて健康な体と心をはぐくもう～

◎平成28年3月発行◎

編集・発行：秋田市企画財政部企画調整課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL：018-866-2032（平成28年5月以降は、018-888-5462になります）